

平成24年2月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
福祉生活病院常任委員会.....	3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
福祉生活病院常任委員会.....	9
企画県土警察常任委員会.....	1 5

請 願 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 24年ー 2 (24. 2. 15)	福祉保健	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制 化を求める意見書の提出について	鳥取県精神障害者家族会連合会	

請願一覧表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
24 年－ 2 (24. 2.15)	福祉保健	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書の提出について ▶請願理由 いま、国民の「こころ」は深刻な状況にある。国は「精神疾患」を新たに国民 5 大疾病に指定した。無策による経済的ロス は 5 大疾病中、最大である。 鳥取県も例外ではなく、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は 1 万人を超え増加の傾向にある。県内の自死者も、警察庁の調査によると最近の 5 年間（H 18 ～H 22）で 915 名に上っている。 一方、法制化を求めている国民の署名は 45 万筆（1 月 27 日現在）を超える署名が集まっている。 今こそ、こころの健康を守り推進する基本法の制定が必要である。 ▶請願項目 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を促す意見書を、国会及び関係行政機関に提出すること。	鳥取県精神障害者家族会連合会 (紹介議員) 安 田 優 子 興 治 英 夫 砂 場 隆 浩 澤 紀 男	

福祉生活病院常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 24年ー 1 (24. 2. 6)	福祉保健	障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について	きょうされん鳥取支部 外	
福 24年ー 3 (24. 2. 16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について	全日本国立医療労働組合鳥取医療センター支部	
福 24年ー 4 (24. 2. 16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について	全日本国立医療労働組合米子支部	
福 24年ー 7 (24. 2. 20)	福祉保健	公的年金の引き下げに反対する意見書の提出について	全日本年金者組合鳥取県本部	
福 24年ー 8 (24. 2. 20)	福祉保健	「社会保障と税の一体改革」に反対する意見書の提出について	全日本年金者組合鳥取県本部	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

企画県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
企 24年－ 5 (24. 2. 17)	企 画	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制 ・機能の充実を求める意見書の提出について	鳥取県国家公務員労働組合共闘会議	
企 24年－ 6 (24. 2. 17)	企 画	「衆議院の比例定数削減に反対する意見書」の提出に ついて	平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥 取県の会	
企 24年－ 9 (24. 2. 20)	警 察	暴力団排除条例の無効決議について	大日本護国團	

陳情一覧表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－1 (24. 2. 6)	福祉保健	障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について ▶陳情理由 平成 18 年 4 月、障害の有る人が地域社会で生活できる為の仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行されたが、法の施行直後から新たに導入された応益負担制度を始め、様々な問題点が指摘され、その後、政府は平成 22 年 1 月に、障害者自立支援法訴訟の 71 人の原告との間で速やかに応益負担制度を廃止し、平成 25 年 8 月までに障害者自立支援法を廃止して、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わした。 一方、国連では、平成 18 年 12 月に障害者権利条約が採択され、既に 90 カ国以上が批准を終えているが、日本は、国内法が未整備の為、いまだに批准できていない。 これらの問題解決に向けて障害者制度の集中的な改革を行う為、平成 22 年 1 月に、内閣府の「障がい者制度改革推進本部（本部長：野田佳彦首相）」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置されて、そこでの検討を踏まえ、平成 23 年 7 月には障害者基本法の改正が行われて、8 月には同推進会議の下に設けられた総合福祉部会で、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられた。 障害の有る人たちが、障害の種類や程度、家族の状況・経済力・居住する自治体に関わらず、自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現する為には、障害者基本法や今回の骨格提言に沿った「障害者総合福祉法（仮称）」を、着実に速やかに立法化する必要が有る。 ▶陳情項目 障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求め、国会及び政府に対し、以下の点についての意見書の提出をお願いします	きょうされん鳥取支部 外 2 名	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		る。 1. 障害者総合福祉法（仮称）は、推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させた内容とすること。 2. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたっては、制度を円滑に進める為の地方自治体の財源を十分に確保すること。		
24 年－ 3 (24. 2.16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について ▶陳情要旨 未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、医療労働者は自らも被災しながら不眠不休で医療を守り、また、全国の国立病院からは地震発生当日からDMAT（災害派遣医療チーム）や医療班など 1200 人を超える職員が派遣され、被災地の病院や避難所で医療活動を行なってきた。 この間、政府は「小さな政府」や「公務員削減」をかけた、国立病院についても再編合理化の検討がすすめられているが、東日本大震災では、あらためて、国民のいのちと暮らしを守る公務公共部門の重要性が見直されている。 国立病院（国立高度専門医療研究センター 8 病院、国立病院機構 144 病院、ハンセン病療養所）は、国内最大の全国ネットワークを有しており、がん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしている。 被災地における地域医療の再建とともに、大規模災害から国民のいのちを守るためのために、東日本大震災における教訓をいかし、災害拠点病院などの新たな機能付けを含めて、全国ネットワークをもつ国立病院の機能強化を図ることが求められている。 医師・看護師不足や医療崩壊は、震災以前から深刻な社会問題となっている。また、東日本大震災では、ライフラインの維持・管理や給食など、病院運営を支える医療職以外の職員の重要性も浮き彫りになった。公務員削減一辺倒の施策や総人件費	全日本国立医療労働組合 鳥取医療センター支部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		・運営費交付金の削減ありきの施策を見直し、医師・看護師はじめ病院運営を支える人員を確保することが必要である。 いつでも・どこでも・だれでも安心して医療を受けられる体制の確立は、国民の切実な要求である。 ▶陳情項目 地域医療の充実と国立病院の存続・拡充を実現するために、次の事項を求める。 1、国立病院機構鳥取医療センターを縮小・廃止することなく、充実強化を図るよう、国立病院機構・厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。 2、国立病院を運営費交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保するよう、地元自治体として、厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。 3、国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保するよう、地元自治体として、厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。		
24 年－ 4 (24. 2.16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について ▶陳情要旨 未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、医療労働者は自らも被災しながら不眠不休で医療を守り、また、全国の国立病院からは地震発生当日からDMAT（災害派遣医療チーム）や医療班など 1200 人を超える職員が派遣され、被災地の病院や避難所で医療活動を行なってきた。 この間、政府は「小さな政府」や「公務員削減」をかけた、国立病院についても再編合理化の検討がすすめられているが、東日本大震災では、あらためて、国民のいのちと暮らしを守る公務公共部門の重要性が見直されている。 国立病院（国立高度専門医療研究センター 8 病院、国立病院機構 144 病院、ハンセン病療養所）は、国内最大の全国ネットワークを有しており、がん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神	全日本国立医療労働組合米子支部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしている。 被災地における地域医療の再建とともに、大規模災害から国民のいのちを守るためのために、東日本大震災における教訓をいかし、災害拠点病院などの新たな機能付けを含めて、全国ネットワークをもつ国立病院の機能強化を図ることが求められている。 医師・看護師不足や医療崩壊は、震災以前から深刻な社会問題となっている。また、東日本大震災では、ライフラインの維持・管理や給食など、病院運営を支える医療職以外の職員の重要性も浮き彫りになった。公務員削減一辺倒の施策や総人件費・運営費交付金の削減ありきの施策を見直し、医師・看護師はじめ病院運営を支える人員を確保することが必要である。 いつでも・どこでも・だれでも安心して医療を受けられる体制の確立は、国民の切実な要求である。 ▶陳情項目 地域医療の充実と国立病院の存続・拡充を実現するために、次の事項を求める。 1、国立病院機構米子医療センターを縮小・廃止することなく、充実強化を図るよう、国立病院機構・厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。 2、国立病院を運営費交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保するよう、地元自治体として、厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。 3、国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保するよう、地元自治体として、厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。		
24年－7 (24. 2.20)	福祉保健	公的年金の引き下げに反対する意見書の提出について ▶陳情理由 政府は、「税と社会保障の一体改革」の中で、私たちの生活にかかわる多くのことを改悪しようとしている。	全日本年金者組合鳥取県本部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		特に年金の「特例水準解消・2.5 %削減」は次の理由で絶対容認できない。 1、10 年前の措置は、当時の高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、政府が「特例措置」として自ら決めたものであり、それをあたかも「もらいすぎ」で借金でもあるかのように見立てるのは不当であり、納得できない。 2、特例措置分は 2004 年分の法改正において、物価が上昇する状況の中で解消することとしており、この約束にも反する。 3、特例措置以来、年金への課税は格段に重くなり、医療・介護保険料も改定のために値上げされ、高齢者の生活は厳しさを増している。国内経済は長期にわたる低迷が続いている。年金の 2.5 %もの引き下げは高齢者の生活を直撃し、景気にも大きな打撃を与える。今、「特例分」を解消できる状況ではない。 4、年金のほとんどが地域で消費されることを考えれば、地域経済を縮小することになる。 5、全国的にはデフレ脱却はいつそう困難になる。 ▶陳情項目 地方自治法第 99 条にもとづく下記事項の意見書を国に提出すること。 1. 公的年金の「特例水準解消・2.5 %削減」は行なわないこと。		
24 年－8 (24. 2.20)	福祉保健	「社会保障と税の一体改革」に反対する意見書の提出について ▶陳情趣旨 政府がおこなおうとしている「社会保障と税の一体改革」は、いかに消費税増税をすすめるかが最大の目的であり、社会保障を切り捨て縮小をせまるもので、絶対に容認することができない。 とくに重要なのは、将来、社会保障の公費をすべて消費税で賄うこととし、低所得者ほど負担率の重い消費税を主財源にしようとしているところである。	全日本年金者組合鳥取県本部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		しかもこの 20 年間、長期不況の停滞から抜け出せず、その道筋も見えず、さらに震災で日本全体の景気が落ち込んでいる中で、消費税の増税は、景気悪化に拍車をかける愚策である。 社会保障の改革というが、高額医療制度の拡充、年金の受給資格期間の短縮など、国民の要求を一定反映した施策もあるが、外来患者の窓口負担に 100 円の上乗せ、年金支給額の引き下げなどと抱き合わせである。 そして、社会保障の削減を合理化するため、理念についても「自助」を根底にすえ、公的支援はごく限られたものに限定する、憲法 25 条を亡きものにするような議論が展開されており、それに沿っての法改正や動き（子ども・子育て新システムの導入、生活保護の有期化、入院日数の 1～3 割カット、要介護者などの軽度者の介護保険はずしなど）もすすめられている。 これでは高齢者の貧困化をいっそう促進し、地域の経済を疲弊させることにもつながる。 以上の趣旨により、国民生活を破壊する「社会保障と税の一体改革」に反対である。 ▶陳情項目 下記事項について意見書を採択すること。 1. 国民にさらなる負担を求める「社会保障と税の一体改革」を撤回すること。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 5 (24. 2.17)	企 画	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について ▶陳情趣旨 昨年は、東日本大震災や台風・雪などにより、全国各地で大きな被害が発生した。そうした中、公務労働者は国・地方を分かつ、復旧・復興に向けて全力でとりくんでいる。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮している。仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などのとりくみは極めて困難であったと考えられる。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠なことが改めて明らかになった。 しかし、政府は、「地域主権改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」を声高に主張し、国が定めている施設設置などの最低基準を緩和・廃止して地方自治体に委ねるとともに、公共サービスでの企業利益の追求を促進する「地域主権改革」一括法（第1次、第2次）を、昨年4月と8月に相次いで成立させた。11月には「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」が閣議決定され、今通常国会に法案を提出するとされている。また、一昨年12月に閣議決定された「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」にもとづき、今通常国会に国の出先機関の原則廃止や独立行政法人の削減のための法案を提出するとしている。さらには、大震災からの復興を機に、財界自らが「究極の構造改革」と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしている。 さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり	鳥取県国家公務員労働組合共闘会議	

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		続けている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により地震活動の活発化も指摘されており、生活への不安は増すばかりとなっている。こうしたなかで国に求められることは、地方自治体と共同し国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。 出先機関の原則廃止をはじめとする「地域主権改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに憲法第 25 条の完全保障を求める国民的要求にも背くものである。 ▶陳情項目 以下の項目について、国に対して要請すること。 1、憲法第 25 条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかること。 2、国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を見直し、防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかること。	
24 年－ 6 (24. 2.17)	企 画	「衆議院の比例定数削減に反対する意見書」の提出について ▶陳情理由 開会中の第 180 回通常国会で野田民主党内閣は、「社会保障と税の一体改革」と称する消費税増税に「国民の納得と信頼を得るため」の「身を切る改革」と称して国会議員定数削減を位置づけ、とどまるところを知らぬ悪政に対する国民のやり場のない怒りを国会議員や公務員へと誘導して、衆議院比例代表の定数 80 削減を強行する構えを見せている。これは、小選挙区比例代表併用制のもとで得た「虚構の多数」に乗じて、ただでさえ多様な国民意思の国会への反映を困難にしている回路を一層狭め、議会制民主主義の根幹を揺るがすほどの大問題である。	平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす 鳥取県の会

企画県土警察常任委員会・陳情

		る。 「平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会」に、党派・思想信条等の相違を超えて集う私たちは、国政のありように関心を寄せる県民として、座視できない。 ついては、貴県議会が、憲法が定める「地方自治の本旨」に基づく地方自治の原点を踏まえて、主権者国民（県民）が「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」（憲法前文冒頭）ための「国権の最高機関」（同第41条）の構成に係る衆議院議員の比例定数削減について、心ある鳥取県民の名において、これに明確に反対する旨の意思を、政党政派の違いを超えて決議の形で表明されるよう切望し、その理由を以下に摘記する。 (1) 昨年3月23日、最高裁は2009年8月の総選挙をめぐり「1人別枠方式」の区割りが2倍以上の投票価値の格差を生み出しており「違憲状態」と判断、「できるだけ速やかに同方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講じる必要がある」と異例の言及をした。三権分立の原理に立つ以上、国会はこれを受けて、選挙制度のあり方をめぐる全国的な議論を今からでも直ちに始めるべきである。「投票価値の平等」は、民意を正確、公平、公正に反映する選挙制度、すなわち比例代表制においてこそはじめて実現できるものであり、重大な欠陥が明らかな現行選挙制度の抜本的改革は避けて通れない緊急課題である。しかし、年内にも総選挙が予想されているのに、民主党は「別枠方式」の廃止と、いくつかの小選挙区の区割りと定数を微調整して、1票の格差を2倍未満に抑える間に合わせの措置を採ろうとしているようである。 完全な比例代表制の採用、それに至る経過的な措置としていったん、世論調査でも支持が高い中選挙区制に戻すことが、現実的な選択肢として検討されてよいと考える。 (2) 1994年以來の衆議院の選挙制度は、小選挙区制導入に対する強い反対に会い、「民意を集約し、政権選択の国民の意思が明確に示される小選挙区制」と「多様な民意を反映する比例代表制」という全く異質なものを組み合わせ、「相補	
--	--	--	--

企画県土警察常任委員会・陳情

		う形でそれぞれの特性が生きる」としながら、バランスが一方に偏した小選挙区 300、比例代表 200 の小選挙区比例代表並立制として成立し、2 回目の 2000 年以降は比例代表を 20 削減して総選挙が行われてきた。今回 80 削減を許せば、比例代表は 100 となり（小選挙区は 295、議員総定数は 395 人）、さらなる削減に途を開いて、「多様な民意を反映」しない単純小選挙区制に限りなく近づいて行く恐れがある。 (3) 得票率と議席占有率が大きく乖離し、比較第一党が 40 % 台の得票で 7 割台の議席を占め「虚構の多数」を得る一方、しばしば半数に近いが、それを超える投票を議席に反映されない死票と化し、少数政党は国会活動の場を奪われ、危急存亡の危機にすら見舞われる。小選挙区制中心の選挙制度のもとで、「虚構の多数」を国民の信任と強弁して、大多数の民意にそむく悪政が展開されてきた現実も直視しねければならない。 (4) 小選挙区制 17 年間の現実とは、導入の大義名分として強調された「政党本位の選挙」「カネのかからない清潔な政治」の実現どころか、企業・団体政治献金の再開と金権政治の蔓延、政党助成制度による政党および政治家の腐敗、墮落を招き、導入の主役を演じた細川護熙、河野洋平両氏が「こんなはずではなかった」と反省の弁を公にするまでになっている。導入の根拠は完全に破綻してしまっている。 (5) 「社会保障と税の一体改革」のために「身を切る」ことは、定数削減とは全く次元の異なるものである。「切る」べき「身」、すなわち国会議員の地位・身分は議員個人や所属政党の私物ではなく、国民全体のものであって、増税の前提条件にはなり得ない。「切る」べきは国民の多様な声を国政に届ける議員の定数ではなく、国費の無駄遣い、一例のみ挙げれば政党助成金を全廃するだけで 320 億円が節約でき、政党の財政は支持者が支えるという本来の政党の健全なあり方にも立ち戻れる。定数削減により浮く金額は 60 億円程度にすぎない。 (6) 日本の国会議員数は、人口比でみた場合ドイツの半分以下で、国際的に最も議員数の少ない国の一つである。その数	
--	--	--	--

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		をさらに削減すれば、国会の果たすべき機能が先細り、国民に直接責任を負わない、行政府の権力乱用、腐敗の調査、追及もできず、国民の権利と利益を大きく損なうことになる。 ▶陳情項目 衆議院の比例定数削減に反対することについて、政府・関係機関へ意見書を提出すること。		
24 年－ 9 (24. 2.20)	警 察	暴力団排除条例の無効決議について ▶陳情理由 平成 23 年 10 月 1 日、東京都の『暴力団排除条例』が施行され、我が国の全ての都道府県で暴排条例が施行されたことになる。 我が国は、日本國憲法の下、法治國家であるが、いま警察官僚は暴力団規制及び排除の世論を画策かつ悪用して社会及び國民への警察権力及び権益等の益々の拡大を目指す為、立法府の法律制定ではなく、安直な手段で一般國民を利用し、かつ、罰則の対象とし、憲法が國民に保障する権利及び義務条項を侵害する重大な条例を主導的立場で都道府県議会、議員を意のままに操り非民主的な警察國家権益を完成しつつある。 暴排条例は、平成 4 年 3 月に施行された暴力団対策法が基本であり暴対法の補完的要素をもつ条例である。 警察官僚は、暴力団排除の世論を必要以上に誘導し、國民の権利の制限及び義務の強要の下、暴力団及び同構成員らの人権無視、或いは人権侵害を意に介さず隔離政策を進める。この条例は 21 世紀の村八分化、否か、村十分化であり、差別廃止の世界の常識に抗する 21 世紀の差別化社会の構築を企むものである。 この警察官僚の独善主義的施策による差別化、若しくは阻害することにより、暴力団及び同構成員らに替わり権力及び権益の確保ができる。当、暴力団排除条例問題研究会は、警察官僚の条例制定の意図を憂い、公正な運用が可能であることを危惧する。	大日本護國團	

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		暴力団は法律的に結社を否定された非合法団体ではなく、法律的に認知された団体であり、法律に違反する行為を除き、構成員らの基本的人権を規制又は、侵害することは人権擁護のうえからも看過出来ない。近代社会の理念は非差別化、差別撤廃を人類の重要な施策とするが、今、我が国は世界の常識、世界の良識に逆行する差別化を推進する条例を國家権力で制定した。 当、暴力団排除条例問題研究会は、下記の問題点を列記し、この条例施行後に公安委員会及び、警察職員の恣意的判断による弊害執行による人権侵害等を阻止する為、各都道府県議会に対し、暴排条例を廃止する条例廃止条例の制定を求める。 また、仮に暴排条例に替わる法律が必要であれば立法府での『暴力団排除に関する法律』の可否を含め慎重な条項審議を経た法律の制定を求める。 記 1) 暴排条例の制定権と暴力団対策法との問題点について 2) 暴排条例の安直な制定経緯の問題について 3) 暴排条例の恣意的判断と運用の危惧について 4) 公安委員会の独立機構の確立と透明性の確保について 5) 警察官僚の天下り、再就職の規制について 1) 暴排条例の制定権と暴力団対策法の問題について 暴排条例は平成4年3月に施行された暴対法が基本法であり、暴対法の補完的要素を持つが、憲法の保障する国民の権利及び義務を都道府県条例で制限若しくは強要する法令であり、当、暴力団排除条例問題研究会は、許容し看過することは出来ない。 都道府県の暴排条例の制定権については、憲法第35条（住居侵入、搜索、押収に対する保障）の国民への保障に対する暴排条例の違反条項があり、条例制定権の存否のみならず、同条例自体の無効に係わる重大な問題である。 即ち、公安委員会及び、警察職員の恣意的判断に基づく、違反者の施設への立入、帳簿等の搜索である。 更に、都道府県の条例の制定は、憲法第94条の権能として、	
--	--	---	--

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		及び、地方自治法第 14 条の条例制定権に基づき地方自治法第 2 条第 2 項第 1 号の規定を適用する。 暴排条例の制定趣旨は、公共の秩序及び住民の安全の保持規定を適用の根拠とするが、地方自治法第 14 条の権原となる同法第 2 条第 2 項の事務規定の権限逸脱の危惧を抱かざるを得ない。同条例の制定は憲法及び地方自治法に抵触しかねない条例ではないか、との疑念を抱く。 因って、当、暴力団排除条例問題研究会は、暴排条例を廃止し立法府での法律化を目指すべきであると提言する。 2) 暴排条例の安直な制定経緯について 暴排条例の安直な警察官僚主導の制定過程を東京都の例で見ると下記の通りである。 本来、条例は地域的特殊性ある事象の場合に制定すべきであり、暴力団排除に関しては立法府で法制化の可否を含め慎重審議の上必要であれば法律化すべき案件である。 平成 22 年 11 月 15 日の都議会警察消防委員会で、警視庁種谷総務部長が事務事業の説明のなかで、東京都暴力団排除条例の制定に向けた取り組みに言及したことが初めである。 同年 12 月 7 日都議会定例会で、池田警視総監が 1 名の議員の質問に答弁する。 同月 30 日石原慎太郎都知事が所信表明の中で、暴排条例の制定の準備に触れ、速やかに議会に提案すると約束した。 その後、平成 23 年 2 月 4 日の都議会警察消防委員会で警視庁種谷総務部長が暴排条例案を提示し、8 分ほど概略説明があり、同月 8 日池田警視総監が 2 分ほど言及した。 同年 2 月 15 日及び 17 日の第 1 回定例会で民主党、自民党及び公明党らの 4 名の議員と池田警視総監との質疑が行われたが、議員の暴排条例の本質に対する認識が希薄で委員会及び定例会を含め延質疑時間は 60 分乃至、90 分程度の迫力に欠ける内容であり、まして修正提案すらない寂しい状況である。 都議会ですら、この程度の質疑で御茶を濁す粗雑さであり、他の道府県の制定過程も充分推測できる。	
--	--	--	--

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		3) 暴排条例の恣意的判断と運用の危惧について 暴排条例に限らず法令も制定時の趣旨は立派であるが、運用する機関、或いは執行者の恣意的判断で運用の限度を拡大し、濫用する例が多い。 暴排条例の運用の問題を集約すれば、公安委員会の執行権限は刑事訴訟法、特に司法第 218 条（令状による差押え、捜査、検証）同法第 199 条（逮捕状による逮捕）等を準用規定とすべきで、國家公安委員会等の違反者に対する措置権限を抑制すべきである。 現状の公安委員会の実態では、刑事訴訟法を排除した捜査権を警察職員に付与し、家屋施設の立入、帳簿書類外の検査権、強制的事情聴取が行われることは絶対に在ってはならない。 勿論、警察職員の検査、尋問等は犯罪捜査ではないと明文化するが、違反者の任意性を確保する保証がない。 公安委員会は、違反者に対し勧告又は命令を行わず逮捕勾留することはなく、先ず、報告若しくは、資料の提供を求め、または勧告若しくは命令を行い、なお違反行為が連続する場合には逮捕勾留もあると解釈できるが、刑事訴訟法を準拠すべきである。 4) 公安委員会の独立機構の確立と透明性の確保について 國家公安委員会の法的根拠は、警察法第 4 条乃至第 14 条に規定するごとく、その任務及び所掌事務は広範多岐にわたり、5 名程度で組織する委員会での処理は、完全に不可能である。 しかも委員会事務所は警察庁であり、同委員会の庶務は警察庁にて処理する。 都道府県公安委員会は同法第 38 条乃至同法第 46 条の 2 に規定があり、國家公安委員会と全く同様である。 例えば、東京都公安委員会は、同委員会の事務の警視總監等への委任に関する規則を制定（法令化）し、同会の機能を丸投げにし、警視庁の一機関、一部局になり下がったと認識せざるを得ない。 暴排条例の違反者に対する措置等は、警察御用達委員若しくは『負んぶに 抱っこ』の公安委員会では公正な運用を保持す	
--	--	---	--

企画県土警察常任委員会・陳情

		る保障はなく、執行の透明性も担保されない。まして、この公安委員会が警察職員に執行権限を付与する危険を回避できない。 少なくとも『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律』の第27条乃至第44条で規定する公正取引委員会の如く、独立性と透明性ある機構にすべきである。 各都道府県の暴排条例制定の議会質問或いは、審議等で当、暴力団排除条例問題研究会が抱く危惧に気付く議員がいないことは、如何に粗雑な安直な法令であるかが認識できる。 5) 警察官僚の天下り、再就職の規制に付いて 暴排条例の施行に伴い、今後、警察機構と一般企業の癒着が益々進み、条例の対象企業等への警察官僚の天下り、警察職員の退職後の再就職の道を開くものである。 この権益確保の為、警察官僚が暴力団排除を画策する理由がある。企業が警察定年退職者を雇用する事で、暴排条例の履行義務の免除或いは責務免責を得ることになる。 国家公務員法第106条は同公務員らの再就職を間接的に規制するが、地方公務員には規制が無い。 その為、多くの企業へ警察職員達が再就職している。 警察官僚の意図は、まさに国民の犠牲の上に暴力団等の勢力に替り社会全般に浸透する警察王国の構築が目的であり、現に具体的に進行しているのが現状である。 ▶陳情項目 地方自治法 第二条 十六項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」 十七項「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とする」の規定により、鳥取県議会に於いて、憲法違反の「暴力団排除条例」の無効決議を求めると共に、「暴力団排除条例」の必要性が存在しているのであれば、法律として制定に向けた意見書を国に提出すること。	
--	--	--	--

